



みんなが知っておきたい

障がいのある人もない人も、共に豊かに暮らせる社会へ

障害者差別解消法

(平成28年4月より施行)

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年6月成立)

障がいのある人とない人とが分け隔てられることなく、すべての国民がお互いに人格と個性を尊重し合って共に暮らせる社会を実現するために制定された法律です。国や地方の行政機関や民間事業者に向けて、障がいを理由とする差別の解消に向けた施策の策定、推進を定めています。

主な内容

- ①国・地方公共団体及び民間事業者は不当な差別的取扱い(※1)をしてはいけません。
- ②国・地方公共団体は、合理的配慮(※2)をしなければなりません。(民間事業者は努力義務)
- ③国・地方公共団体は、相談・紛争防止・紛争解決のための体制の整備を図らなければなりません。

※1障がいのある人に対して、正当な理由なくサービスの提供を拒否・制限すること。

※2障がいのある人の日常生活または社会生活における行動を妨げる事物、制度、慣行、観念などを取り除く配慮。

どうしてこの法律ができたの？

障がいのある人に対するどのような行為が差別にあたるのか、周知・認識がこれまで徹底されていなかったため、現状では残念ながら差別の解消に至っていませんでした。この法律では、誰もが共通の認識を持てるよう、差別を解消するための措置を具体的に定めています。

どんな人が対象になるの？

身体障がい・知的障がい・精神障がい(発達障がいを含む)・その他の心身の機能の障がいなど、障害者基本法に定められた「障がいのある人」が対象となります。したがって、障害者手帳を持たない人や障がい児も含まれます。

この法律について知りたいときは・・・

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付障害者施策担当

<http://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>



個人番号カードの受け取りについて



通知はがきが届きます。はがき裏面の内容をご確認の上、必要書類を準備してください。受け取りにおいでになる時は、特に以下の点に注意をお願いします。

- 交付場所** 仁多地域の方は仁多庁舎町民課、横田地域の方は横田庁舎税務課です。通知はがきのシールをはがして確認してください。
- 通知カード** 個人番号カードと交換ですので、忘れずお持ちください。
- 住民基本台帳カード** お持ちの方は、忘れずお持ちください。(住民基本台帳カードを廃止しないと個人番号カードは受け取れません)
- 本人確認** 運転免許証など。通知はがきをご覧ください。
- 受け取り** 原則本人です。やむを得ない場合は代理人での受領もできます。それには、本人の出頭が困難であることを証明する書類が必ず必要です。(例えば、診断書、長期出張証明書など)
- 交付手続き** 1人20分以上時間がかかります。(住民基本台帳カードをお持ちの方は、廃止手続きを含め30分以上かかります。)

【問い合わせ先】 役場町民課 有線 31-5101 電話 54-2510

◆◆ご寄附ありがとうございました◆◆

平成27年「ふるさと納税」による寄附の状況をお知らせします

奥出雲町では「奥出雲町ふるさと応援基金」を平成20年度に創設し、町外の皆様からのご厚意を町の施策に反映させる仕組みを作っています。昨年は、前年の約2倍のご寄附をいただきました。寄附者の皆様に感謝申し上げ、その目的を達成するために、有効に活用させていただきます。

【寄附の状況】(平成27年1月～12月)

| | |
|------------------|--------------------|
| ■寄附件数 | ■寄附金額 |
| 5,077件(前年2,460件) | 6,766万円(前年3,223万円) |

※御芳名録は、奥出雲町ホームページふるさと納税「奥出雲ふるさと応援寄附」に掲載しています。

【寄附金を活用した事業紹介】

平成27年度は、いただいた寄附金を下記の事業に活用させていただきました。

- 町内図書館及び小中学校の図書検索システムの整備事業
- 全小中学校教育用パソコンリース整備事業

町外にお住まいのご家族、ご親戚、ご友人の方がいらっしゃいましたら、ぜひ、この制度をご紹介ください。1万円以上のご寄附をいただいた方には、お礼の品として、「奥出雲の特産品」をお贈りいたします。詳しくは、町のホームページをご覧ください。役場企画財政課(0854)54-2522までお問い合わせください。